

(仮称) 鎌倉地域の漁港にかかるワークショップ

第1回ワークショップ資料

～ 鎌倉地域の海の現況と漁港建設に係る過去の経緯について～

平成23年9月17日(土)

鎌倉市市民経済部産業振興課

1. 鎌倉地域の海岸

1) 自然景観

鎌倉地域（坂ノ下～由比ヶ浜～材木座海岸）の自然景観の特徴は、約 2.1km に及ぶ砂浜海岸と南側に開けた海（相模湾）の眺望である。

また、三方を山に囲まれていることから、緑豊かな景観も楽しむことができる。

一方、海岸に接した鎌倉海浜公園は、都市的な緑地景観と自然の海のコントラストが美しいが、海に伸びる消波ブロック（突堤）が景観の中で目立っている。



2) 海岸での多様な活動

海岸での多様な活動は、その地域の景観を作り出すと共に、独特の文化を形成する重要な要素となっている。近年、急速に発展した海洋レクリエーションと古くから続く砂浜での漁業活動が渾然とした風景は、首都圏にありながら歴史と現在が一体化した貴重な景観となっている。

海洋レクリエーション：夏の海水浴利用はもとより、サーフィン、ウィンドサーフィンなどは、年間を通して利用されており、関東屈指の海洋レクリエーションスポットとして全国的に有名である。

漁業活動：浜小屋や早朝の沿岸漁業、獲りたての海産物の浜売り、冬場のワカメ天日干などの風景は、単に漁業活動というだけではなく、浜の風物詩ともなっている。



3) 歴史景観

鎌倉海岸の東端には、現存する日本最古の築港跡である『和賀江嶋』（国指定史跡）があり、現在も漁船の係留に利用されている。満潮時には水没しているが、潮が引くと玉石の基礎が姿を現し往時を偲ばせる。大潮には、陸側と完全に繋がり島まで渡ることができ、自然観察の場としても地域に親しまれている。

4) 海岸護岸

鎌倉海岸の直背後には、国道 134 号が通っており、その海側には高い石積み護岸が背後地域と海岸とを分断している。海岸へのアクセスは、数カ所に設けられた階段と道路下の通路（隧道）に限定される。

材木座海岸背後の歩道からの眺望を楽しむことはできるが、由比ヶ浜側では護岸の高さが低くなることから、防砂ネットが設置されている。坂ノ下海岸では、護岸の高さがさらに低くなり、浜小屋も設置されていることから、歩道から浜を見通せなくなる区域がある。



2. 海岸の利用状況

1) 海水浴

毎年、夏季シーズンに由比ヶ浜海水浴場と材木座海水浴場が開設され、地元や首都圏から多くの観光客が来訪する。海水浴客とサーフィン等の海洋レクリエーション利用者との事故を防止するために、海水浴利用は午前 9:00～午後 5:00 とされ、ボード利用は、早朝および夕方に利用が制限される。

海岸には、多くの海の家が設営され、セールボート(小型ヨット)やバナナボートなどのアクティブなアトラクションも楽しむことができる。



2) サーフィン

サーフィンは、細長く軽い板(サーフボード)に乗って波の斜面を滑って進むアクティブなスポーツで、鎌倉・湘南を代表する海洋レクリエーションの一つである。

波が無いとできないことから、もっぱら波打ち際での利用となる。年間を通じて利用者が訪れる。



3) ウィンドサーフィン

ウィンドサーフィンは、サーフボードにセール(帆)を立てて、風を捉えて水面を疾走するサーフィンとともに利用者が多い海洋レクリエーションである。

年間を通じてコンスタントな利用があるサーフィンと違い、ウィンドサーフィンは夏場に利用のピークがある。

一方、利用範囲はサーフィンよりも広く鎌倉湾全体から、中には江ノ島方面まで遠征する利用者もいる。



4) パドルボーディング

鎌倉が発祥の Stand-Up Paddle Boarding® (PADOBO®) は、サーフボードの上に立ってパドルを漕いで進むもので、その乗り方によって若年層から高齢者まで多くの人々が親しむことができることから、近年その人気が高まってきている。

5) 海岸散策・自然観察

由比ヶ浜、材木座海岸は、年間を通じて観光客の足が絶えない。海水浴シーズン以外にも多くの観光客が海まで足を延ばし、散策に訪れる。一方、地元の市民にとっても日常の散歩コースとして親しまれている。

鎌倉海岸は砂浜を基調としており、海岸としては比較的単調な生態系であるが、和賀江嶋など一部では干潮時に磯が出現し、多様な生態系を観察することができる。

和賀江嶋では、年数回程度、小・中学校の児童、生徒らが自然観察を行っていることが Web サイトで見ることができる。

3. 鎌倉地域の漁業

鎌倉漁業協同組合は、1960年（昭和35年）に鎌倉地域の2つの漁業団体（坂ノ下漁業協同組合、材木座漁業協同組合）が合併して誕生した。

鎌倉漁業協同組合では、ワカメ養殖を中心にシラス船曳網漁、籠網漁、刺し網漁、小型定置網漁、箱眼鏡漁（覗突）一本釣りなど多様な沿岸漁業を行っている。

鎌倉地域の漁業の特徴は以下のとおりである。

組合員数：56名（平成23年9月6日現在）

正組合員 27名

准組合員 29名

うち、漁業を専業とする者 33名（正25名、准8名）

40歳以下：10名、65歳まで：20名

80歳まで：19名、81歳以上：7名

年齢別に正准の内訳は、ほぼ半数ずつ

登録漁船数：53隻（平成23年9月6日現在）

主力漁船：1t程度 43隻（0.1t～1.3t）“浜に陸揚げ”

3t未満 3隻（1.6t～2.8t）“和賀江嶋に係留”

3t未満の3隻は、時化時には近隣の港へ避難する。

主な漁業形態：ワカメ養殖、船曳網漁、籠網漁、刺し網漁、小型定置網漁

箱眼鏡漁（覗突）一本釣り ほか

主な漁獲種類：天然・養殖ワカメ、シラス、イセエビ、サザエ、タコ、ヒラメ、カワハギ

アジ、カマス、イワシ、カツオ、ナマコ、アワビ ほか

漁業への取り組み姿勢

『漁業を本業とした就業・所得機会』と捉え、将来的にも遊漁案内業を含まない漁業を核として、地域と市民に対する貢献を強化していく。

若手漁業者の育成

正組合員を親方とした1年間の修行期間を経て、理事会審査により“准組合員”として認められ、さらに修行を重ねた後に“正組合員”となる。

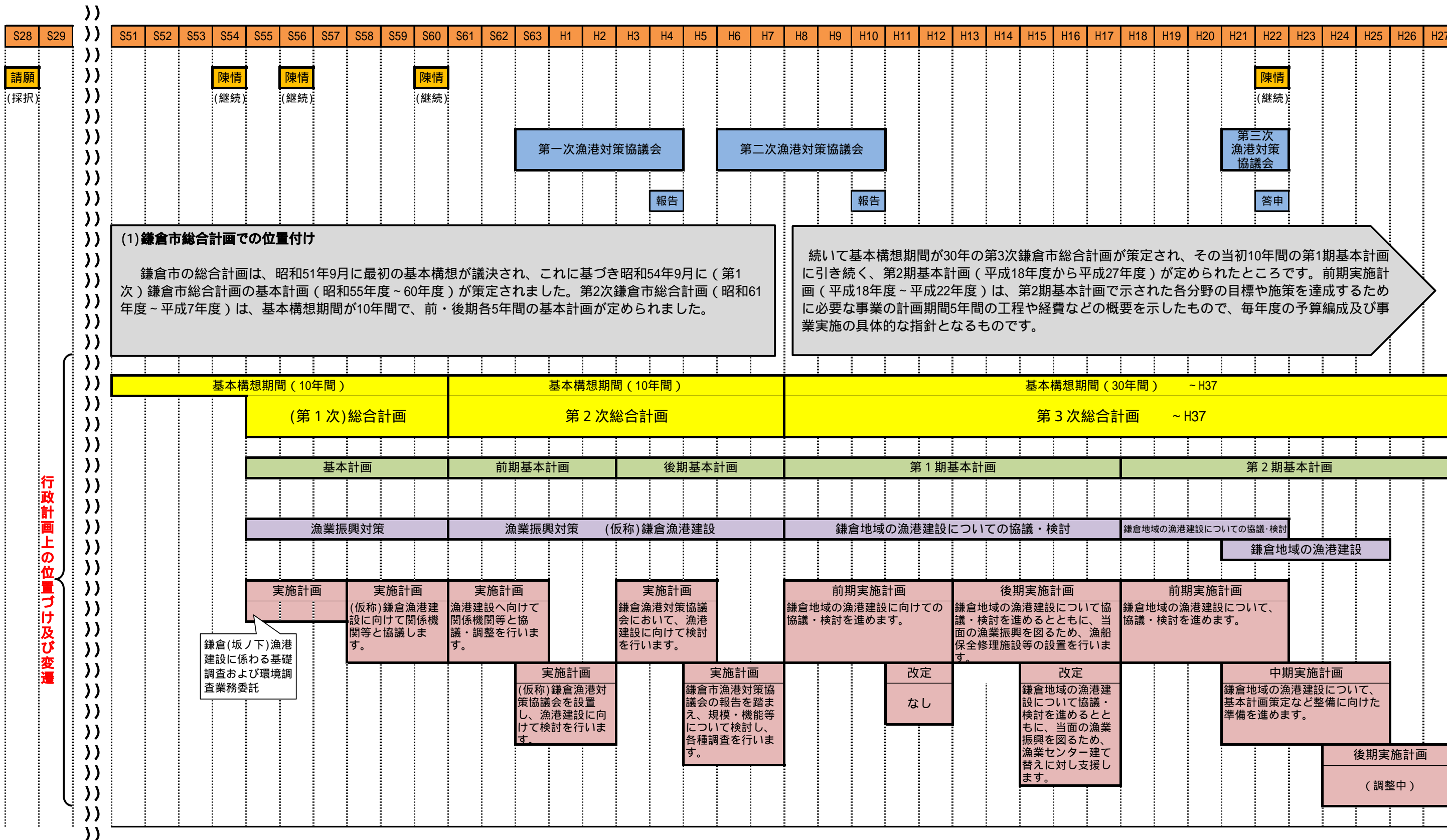
鎌倉地域の現状と課題

港がないため主力漁船は1t未満の小型船外機船。砂浜から海へ向かう。海浜を利用して漁業活動。通常漁港内で行う作業のほとんどを砂浜で行う。世界遺産登録地区のバッファゾーン（緩衝地帯）景観への配慮が必要。漁業者の高齢化。しかし、若手漁業者など後継者も着実に育成。海岸侵食と養浜対策。台風等による漁業施設への被害や浜崖の出現。



正組合員：1年を通じて90日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民
准組合員：1年を通じて90日を超えない漁業を営み又はこれに従事する漁民

4.これまでの検討経緯 年表

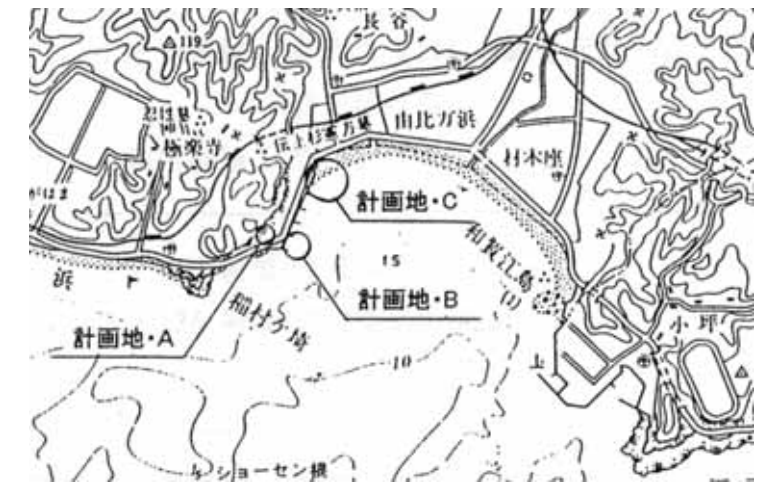


行政計画上の位置付け及び経緯

4.これまでの検討経緯

鎌倉漁港対策協議会（その1）

昭和28年7月	鎌倉市議会に坂ノ下漁協から「坂ノ下防波堤設置に関する請願」が提出され、同年11月27日に採択される。
昭和54年11月	鎌倉漁協から鎌倉市議会に「(仮称)鎌倉漁港建設促進についての陳情」が提出される。(継続審査)
昭和55年10月	鎌倉漁港(仮称)整備基本計画に関する調査委託報告
昭和56年9月	鎌倉漁協から鎌倉市議会に「(仮称)鎌倉漁港建設促進についての陳情」が提出される。(継続審査)
昭和57年3月	鎌倉漁港(仮称)に係る鎌倉海岸の海浜変形調査委託報告
昭和58年10月	神奈川県知事へ漁港指定についての事前協議資料が提出される。
昭和58年12月	神奈川県土地利用調整委員会から「埋立てに伴う反対など諸問題に慎重に対応すべき」と報告される。
昭和60年12月	鎌倉漁協から鎌倉市議会に「(仮称)鎌倉漁港建設促進についての陳情」が提出される。(継続審査)
昭和62年5月	第8次漁港整備長期計画への盛り込みが見送られる。(理由は、諸問題への対応が未解決であること)
昭和63年9月	鎌倉漁港対策協議会が設置される。
平成4年8月	同上報告書(第1次)が市長に提出される。
平成6年2月	第2次となる鎌倉漁港対策協議会が設置される。
平成10年3月	同上報告書(第2次)が市長に提出される。
平成21年3月	第3次となる鎌倉漁港対策協議会が設置される。
平成22年3月	23年度予算に「鎌倉地域の漁港建設」に係る予算として協議会開催経費(84千円)を計上。 これに対して市議会からこれまでの経緯を踏まえ、基本構想策定に係る委託費(8,000千円)を追加する修正予算案が提出され、可決された。
平成23年3月	鎌倉漁港対策協議会(第3次)答申書が市長に提出される。



第1次漁対協で示された候補地位置図

第1次協議会 報告

漁港建設の位置については、以下の何れかを提案する。

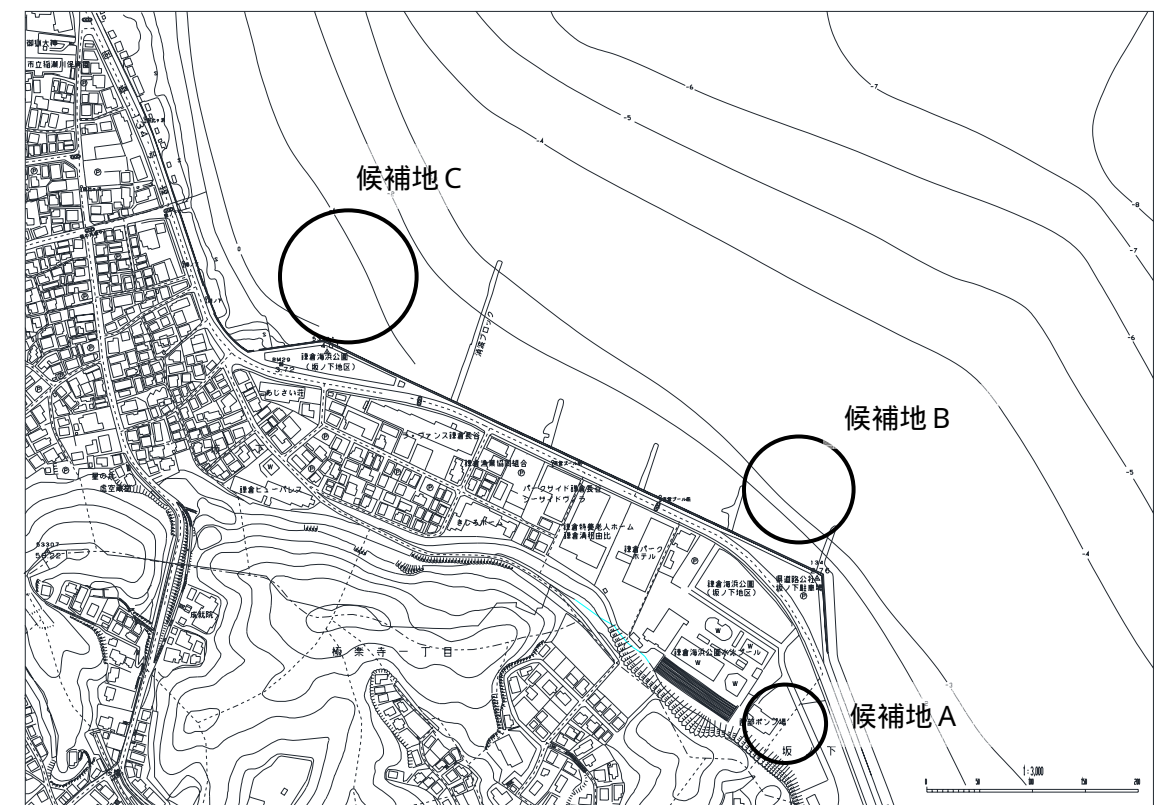
- ・候補地A(市営プール隣接地)
稲村ヶ崎切通しから市営プール手前にかけての場所に掘り込み式の漁港として築造する。
- ・候補地B(市営プール前面付近)
市営プール前面の海上に築堤方式で築造する。
- ・候補地C(坂ノ下船揚場付近)
築堤および一部埋立により築造する。

第2次協議会 報告

漁港の必要性、建設位置および機能について、以下のように結論した。

- ・漁業者が将来にわたり安心して漁業に専念できるような施設の整備を行うことは、漁業振興の観点から欠かせない。
- ・漁具倉庫や船揚場など漁業施設を集中させ、市民に開放できる海浜空間を確保するためにも漁港施設が有効である。
- ・候補地B~Cにかけて、既存の突堤を超えないようにして、稲村ヶ崎からの護岸延長線の外側へは極力はみ出さないこと。
- ・さらに用地が必要な場合には候補地Aの活用も図るのが妥当である。
- ・必要最小限の機能を有する漁港施設を建設することが、当面の漁業振興から不可欠である。
- ・漁業機能以外に付加すべき機能については、今後、市民要望やまちづくりの観点から検討すべきである。

第2次漁対協では、機能・規模に関して一定の数値が示された。



上図を次ページ図1のイメージに記載したもの

第3次協議会 答申

漁港の位置は、坂ノ下から稲村ガ崎に向かう海岸のほぼ中央部（図1参照）の案が最も適している。

漁港の機能・規模は「漁業者からの要望案」として示された施設から「多目的広場・緑地」を除外したものを基本的な最小規模とし、陸上施設の増加に伴う若干の面積の増加は許容する。漁港を必要最小限の規模とするため、陸上施設に市民利用の「多目的広場」等は設けず、漁港施設の一部を催し等に活用することとする。（図2参照）

市は市民に受け入れられる「みなと」として、利用価値を高めるよう積極的に努めることとする。

なお、鎌倉海岸における操業の安全を確保するという観点から漁港建設は長年の懸案であり、可及的速やかに建設に着手すること。

鎌倉地域の漁港建設を進めるにあたって

鎌倉は温暖な気候と恵まれた水産資源を有し、海の恩恵を受けて発展してきた町である。地先の海を見ると、歴史的な沿岸漁業と近代的なマリンスポーツ等が共に海を利用し、互いの存在を深く理解して、海の環境と生態系を守ってきた経緯がある。この結果、自然に恵まれた海として、多くの人々が鎌倉の海岸に憩いを求め、楽しみを求めて訪れる。近年、「沿岸域の総合的管理」の必要性が説かれるが、住民が相互に経験と知恵を有効に使いながら、鎌倉海岸の総合的管理を進めてきたと言えよう。国内外を問わず、多くの海岸が様々な形で原型を失いつつある中で、人が自然を巧みに利用し、生活に役立てながら守り育ててきたのが鎌倉の海である。今後も、人が若干の力を与えながら、海を利用する全ての市民が相互に十分に理解しあえれば海は守られるであろう。

「海を知る」「海を守る」「海を利用する」。この3つの言葉は強く連結したものである。漁業が崩壊した沿岸域は自然の姿を失い、環境も生態系も見る影もない。一方、鎌倉の沿岸環境は保全され、生物多様性を確保し続けていることは、水産資源生物を持続的に利用してきた沿岸漁業の果たした役割は大きい。

市においては、鎌倉の豊かな海を守るためには、沿岸漁業の継続が不可欠であることから、本答申を受け、漁業者が安全に操業できる(仮称)鎌倉漁港の早期実現を図るとともに、広く市民からも愛される「みなと」とする必要がある。

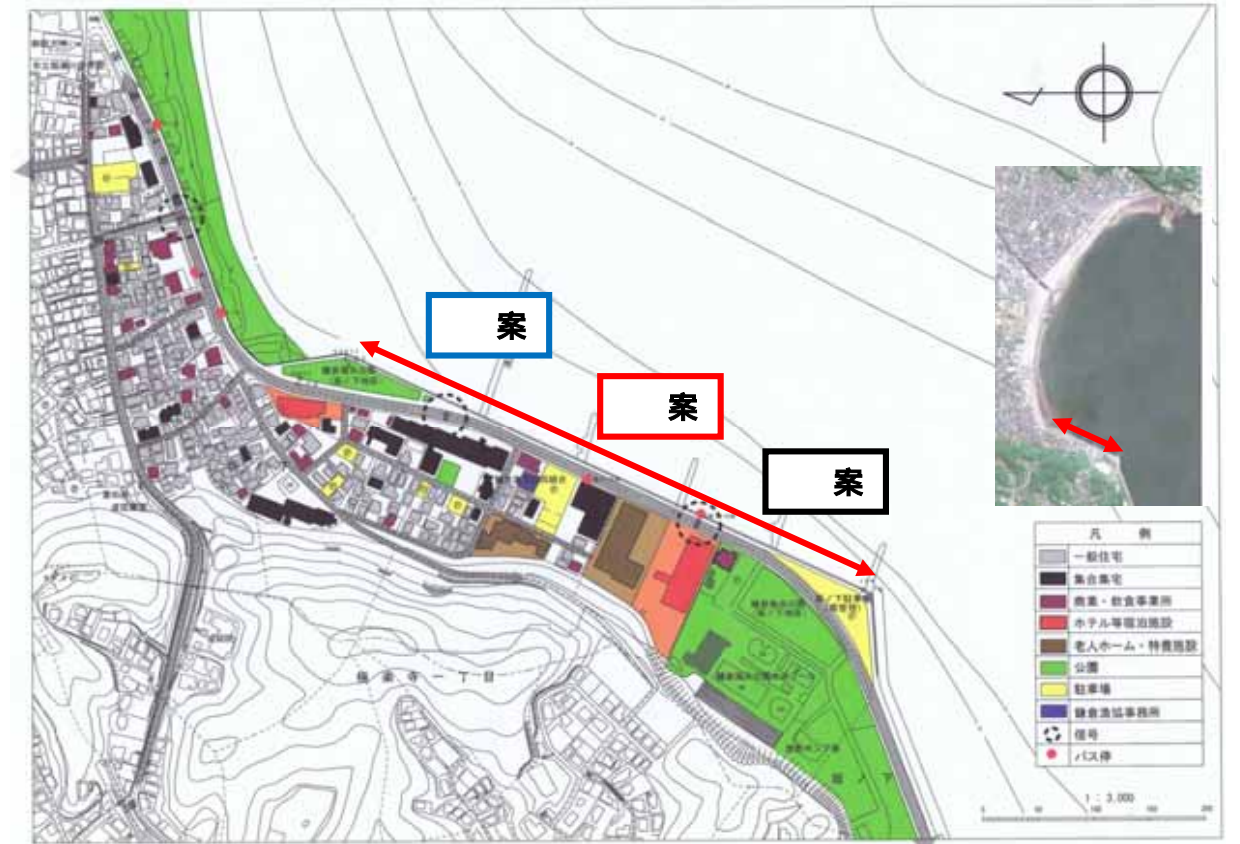


図1 鎌倉海岸西部の坂ノ下地区
注) 各案はおおよその位置を示したものである。

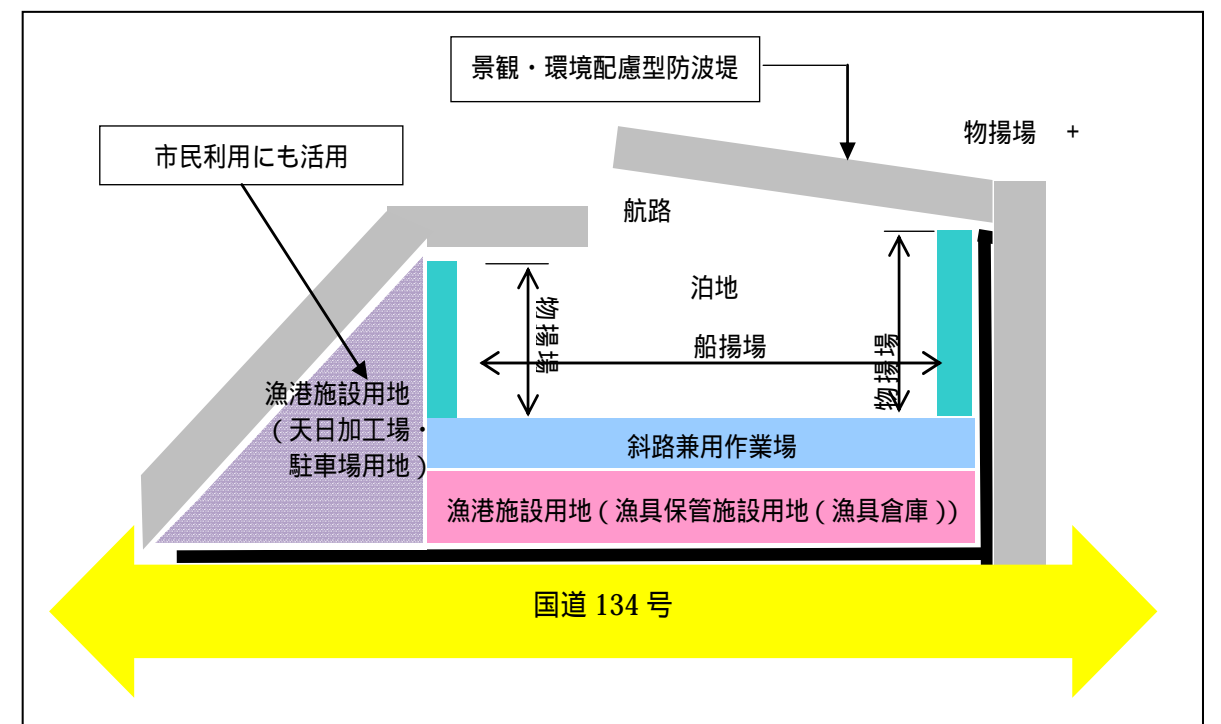


図2 漁業者要望案（多目的広場、緑地を除く）を基にした仮配置図
注) 各用地の配置は漁業者要望案に基づいて仮置きした図である。